

## 令和3年度 事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

令和3年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けながらも、創意工夫をし事業計画に沿った活動が概ね実施できた。しかし、暴追府民大会や暴追セミナーなど会場を使用しての事業については実施できず、急遽リモートによる開催に変更するなど、計画変更を余儀なくされる1年でもあった。

	項 目	推 進 事 項
1	暴力団追放のための広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度中の当センターにおける暴力団排除活動の状況を中心に掲載した「暴追画報」2021年度版を制作し、各企業や行政機関等に対して広報した。</li> <li>・ 事業所等に反社会的勢力の現状や大阪弁護士会弁護士による民事事件対応のコラムなどを内容とした暴力団関連情報「暴追センター情報」をEメールにより23件配信し情報を提供した。</li> <li>・ 「暴力団追放！不当要求 STOP」と題した暴力団排除に関する広報ポスターを作成し、府民や事業所の従業員等に暴力団を含む反社会的勢力排除気運の向上を図った。</li> <li>・ 難波高島屋前のスクランブル交差点に面する「東宝南街ビル」の壁面の看板（5メートル×7メートル）に広報ポスターを掲示し、街行く人に暴力追放の意識向上を図った。</li> <li>・ 大阪弁護士会館において、大阪府を含む府下行政機関、大阪弁護士会、大阪府警察本部とによる反社会的勢力への対応要領等についてロールプレイングを交えながらの「行政対象暴力研究会」に参加し、連携を継続することを確認した。</li> <li>・ 賛助会員や不当要求防止責任者に対して、暴力団排除の広報チラシや当センターの連絡先を記した広報ステッカーを送付するなど啓発活動を実施した。</li> <li>・ 令和3年度に開催を予定していた「暴力団追放府民大会」は第30回の記念大会であったことから、「第30回暴力団追放府民大会記念品」として「しおり」を作成し、同大会参加予定者等に配布し、暴力団排除の気運の向上を図った。</li> <li>・ 企業対象暴力や行政対象暴力を題材とした不当要求への対応要領に関する暴排DVDを3年ぶりに制作し、各警察署や自治体の暴力団排除対策協議会あてに配布するとともに、責任者講習にも使用した。</li> </ul>
2	暴力団員による不当行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年8月26日と同27日にインテックス大阪において開催された一般財団法人大阪国際経済振興センター及び防犯防災総合実行委員会等が主催する「防犯防災総合展2021」に参加し、暴力団追放の啓発ポスターの掲示や暴追画報を無料配布するなど広報啓発活動を実施した。</li> <li>・ ホームページに掲載の大阪弁護士会弁護士によるコラムの充実を図るとともに、当センターに常備している貸出用の各</li> </ul>

		<p>種暴排 DVD の紹介を見やすく整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元警察署を通じ地域住民に対して、広報ポスターや「民事介入暴力特別相談」の開催案内を配布し、暴排気運の向上を図った。</li> </ul>
3	暴力団関係者の不当な行為に関する相談の適正な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度の暴力相談受案件数は、1, 393 件で、令和2年度より158 件増加した。相談の内容の多くは、暴力団対策法による属性に関するものであったが、刑罰法令に関するものが26 件、暴力団の離脱や勧誘に関するものが13 件、民事訴訟に関するものが7 件など各種相談があり、全ての相談に関して解決若しくは関係機関への引継ぎを完了した。</li> <li>・ 刑罰法令に関する相談のうち、1 件については、暴力団員に騙され700 万円の連帯保証人となったために、700 万円を返済したものの、更に金員を脅し取られたという一般男性からの相談内容であったので、管轄警察署に引き継ぎ、同警察署が当該暴力団員を恐喝の被疑者として立件し逮捕した。</li> <li>・ 相談者の中には、暴力団に強い弁護士の紹介を希望する相談も2 件あり、それぞれ民暴委員会の委員長を通じて弁護士を紹介するなど連携を図った。</li> <li>・ 令和3年7月20日には大阪弁護士会館において、同11月29日にはホテルプリムローズ大阪において、無料特別相談所を開設し電話及び面接による相談を受理した。</li> <li>・ 日々変化する暴力団情報については、常に大阪府警察本部暴力団対策室と連携し、より新しい情報を得るとともに、相談者から受理した相談内容に応じて適正なアドバイスを行うなど、相談者の立場に立った相談の受理に心がけた。</li> </ul>
4	少年に対する暴力団の影響を排除する活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人大阪少年補導協会と協働し、広報グッズに当センターの名入れを依頼するなど、当センターの知名度のアップと暴力団を正しく認識することや暴力団との関係遮断の重要性を訴えた。</li> <li>・ 大阪少年補導協会の役員として役員会に出席するほか、同会の代表者と当センターの役員会等で意見交換するなど同会との連携による情報交換に努めた。</li> <li>・ 中高生に暴力団を正しく認識してもらうための広報グッズ等の製作や非行防止広報グッズの協賛に関しては、コロナ対策に伴う事業やイベントの中止により、当センターの事業として実行に至らなかった。</li> </ul>
5	暴力団離脱希望者に対する社会復帰に向けた支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページによる協賛企業（元暴力団員受入れを希望する企業）の募集を実施したところ、3 社からの新規協賛企業の応募があり、合計34 社（令和3年度末現在）が協賛企業として登録するに至った。</li> <li>・ 社会復帰に向けた元暴力団員に対する支援活動は、具体的な事例はなかったが、大阪府警本部に所属する社会復帰アドバイザーとの連絡体制を継続し、情報交換を実施した。</li> <li>・ 令和4年1月20日には、当センター専務理事が会長を務</li> </ul>

		<p>め、大阪刑務所分類審議室主席矯正処遇官と大阪府警察本部暴力団対策室長を副会長、大阪労働局や大阪府商工労働部人材育成課長などが会員となって組織する「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」の総会を実施し、関係機関から社会復帰支援に関する積極的な意見交換と今後の連絡体制を継続することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会復帰を目指す元暴力団員に対して、警察庁の指導に基づく預金口座の開設に伴う支援体制等について、大阪府警本部捜査第四課及び社会復帰アドバイザーと協議した。</li> </ul>
6	暴力団事務所の使用による付近住民等の生活又は業務の遂行の平穩を確保するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当センターでは、都道府県適格センターとして一昨年からの支援を継続している東大阪市に事務所を構える六代目山口組系傘下組織事務所について、現在も事務所使用差止仮処分の命令が継続中であるが、同事務所については、最終的には第三者が買い取ることで、同物件のホワイト化を図るため、まず当センターが買い取ることを決定し、現在、民暴弁護士を通じて売買契約の締結に向け交渉中であり、令和4年度には同物件を購入する予定である。</li> <li>・ 適格センターとして事務所使用差止仮処分申立などの支援に関して、大阪ではないが、鳥取県センターなどへの資料提供をはじめとする他府県センターとの連携及び支援活動を実施した。</li> <li>・ 事務所撤去に向けた住民運動に対する支援としては、前記山口組系傘下組織事務所について、ホワイト化を目的として売買契約の締結に向け交渉中であり、令和2年度から事務所使用差止仮処分の命令が継続中の神戸山口組系傘下組織については、組員の出入りや活動の有無について住民等と協力の上、監視を継続中である。</li> </ul>
7	暴力団員からの不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度については、会場講習に加え、新たにリモートでの不当要求防止責任者講習を行った。会場講習については、昨年に続き新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、予定していた講習を中止せざるを得なくなったが、その一方でリモートでの講習については、順調に実施できた。受講者数については、会場講習が3回で149人、リモート講習が13回で2,799人受講した。会場講習及びリモート講習の合計で2,948人が受講し、目標(3,800人)の約77.6%の達成率であった。</li> <li>・ 不当要求の対応要領に関するDVDを制作し、責任者講習時に受講者に視聴してもらうなど教養材料として活用した。</li> <li>・ 法務省が主催する「えせ同和をはじめとする不当要求対策セミナー」や医療法人が開催した「不当要求対応策についての研修会」などに参加し、事例を交えた講話を実施した。</li> </ul>
8	不当要求情報管理機関に対する業務の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当要求情報管理機関である(公財)競馬保安協会関西本部、(公財)モーターボート競走保安協会、日本証券業協会大阪地区協会、預金保険機構大阪業務部とは、情報交換会等を</li> </ul>

		<p>実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、日程が調整できず、よって関係機関には「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」と題する広報誌等を配布し、情報提供を実施した。</p>
9	暴力団員からの被害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府下で発生した事件で、暴力団から被害にあった被害者に対して、一定の条件のもとで被害の程度に応じて給付金を支給する規程を設けているが、令和3年度については該当者はなかった。</li> <li>・ 暴力団事件の発生状況については、大阪府警本部と連絡を密に保ち、情報提供をうけるなど、給付金支給該当者の把握に努めた。</li> <li>・ 刑事事件において起訴された事件についても、民事での法的対応について、警察、民暴弁護士と連携を図った。</li> </ul>
10	少年指導委員等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少年に対して暴力団が存在することについての社会的影響など、暴力団を正しく認識するための活動に関しては、研修内容をビデオ収録し、地域別に実施された研修会で放映した。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため警察、少年指導委員等との意見交換会が開催されなかったため、参加できなかったが、当センターの広報資料を配布した。</li> </ul>
11	その他の必要な事業	<p><b>【暴力団追放府民大会】の開催</b></p> <p>令和3年度の暴力団追放府民大会については令和3年11月5日に大阪国際交流センターにおいて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場開催を中止せざるを得なかった。その一方で、暴力団排除に貢献し功績を収めた5人の個人と9組の団体に表彰状を授与し、4組の団体に感謝状をホテルプリムローズ大阪において大阪府副知事並びに大阪府警察本部長及び当センター理事長からそれぞれ贈呈した。</p> <p>また、大阪府警察本部組織犯罪対策本部の片岡本部長から「最近の組織犯罪の現状と今後の対策について」と題して寄稿していただき、特別記念誌を作成して同大会の参加予定者等に郵送し、暴力団意識の向上を図った。</p> <p><b>【暴力追放セミナー】の開催</b></p> <p>令和3年度の暴力追放セミナーについては、令和4年2月3日に大阪府立のドーンセンターにおいて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、急遽リモートによる有識者の講演に切り替えた。</p> <p>講演は、大阪地方検察庁の相馬公安部副部長、大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会の藤内委員長から最近の暴力団犯罪等に関する内容としたものであった。</p> <p>また、お二人からは講演の原稿をそれぞれ寄稿していただき、冊子を作成して、企業や事業所等のコンプライアンス担当部署に郵送配布した。</p>